別表第十八（第八十六条の二十二関係）

文書番号
発簡年月日

（都道府県知事）　殿

〔防衛大臣
方面総監等〕　印

引　渡　確　認　書

処分取消要請書（文書番号。発簡年月日）により取消しを要請した処分について、　年　月　日裏面のとおり引き渡したので確認する。公用取消令書の内容と相違がある場合には、以下の連絡先まで連絡されたい。

連絡先
所属
官職
氏名
電話番号等

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

（引渡しを確認した内容）

種類	【管理する施設の種類】　病院　診療所　自動車整備工場　造船所（ドック　引揚船台）　港湾施設（係留施設　係留施設に附帯する荷さばき施設）　航空機又は航空機用機器を整備するための施設（飛行場にあるもの又は飛行場に隣接するものに限る。）　給油するための施設（自動車用　船舶用　航空機用） 【使用する土地・家屋・物資の種類】　更地　農地　臨港交通施設（駐車場　ヘリポート）　住宅　店舗　工場　倉庫　港湾の旅客施設（待合所　宿泊所）　港湾の保管施設（倉庫　野積場）　空港のターミナルビル（旅客　貨物）　車両（具体的に　　） 機械器具（具体的に　　） その他（具体的に　　） 【保管を命ずる取扱物資の種類】【収用する物資の種類】　医療品（具体的に　　） 燃料（具体的に　　）　建築用資材（具体的に　　） 食料（具体的に　　）　その他（具体的に　　）
数量（物資）	kℓ　kg　トン　本　個　箱　両 その他（具体的に　　）
内容・範囲（施設・土地等）	全部　一部（　棟　階　号室から　棟　階　号室まで（その他具体的に　　）） 土地の面積（　　）　施設・家屋の数量（　　） その他（具体的に　　）
備考	

注１　該当するものに○を付け、又は該当しないものに取消線を引くほか、必要な事項を記載すること。

注２　備考の欄は、補足となる事項その他参考となる事項を記載する。

別表第十一その七中「別表第十二その七（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その七（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を加え、同表を別表第十六その七とする。

別表第十一その六中「別表第十二その六（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その六（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を加え、同表を別表第十六その六とする。

別表第十一その五中「別表第十二その五（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その五（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を加え、同表を別表第十六その五とする。

別表第十一その四中「別表第十二その四（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その四（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を加え、同表を別表第十六その四とする。

別表第十一その三中「別表第十二その三（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その三（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を加え、同表を別表第十六その三とする。

別表第十一その二中「別表第十二その二（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その二（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を加え、同表を別表第十六その二とする。

別表第十一その一中「別表第十二その一（第八十六条の六関係）」を「別表第十六その一（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を加え、同表を別表第十六その一とする。

別表第十一の次に次の十表を加える。

別表第十二（第八十六条の六、第八十六条の十八関係）

文書番号
発簡年月日

〔防衛大臣
方面総監等〕　殿

〔自衛隊の部隊等の長
方面総監等〕　印

処分
上申書
処分取消